○国土交通省告示第千七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　令和三年一月十三日から令和十二年三月三十一日まで
三　施行地区　東京都中野区中野四丁目の一部
四　土地区画整理事業の名称　東京都市計画土地区画整理事業中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業
五　事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　令和三年一月十三日
七　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　令和七年十一月十一日

○防衛省告示第二百五十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和七年十一月七日次のとおり決定された。

令和七年十一月十一日

防衛大臣　小泉進次郎

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有 民有	土地：約四〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年十一月十二日から同月十四日までの間 海上自衛隊沖縄基地隊本部地区の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一九四	航空装備研究所新島支所	東京都新島村	国有	建物：約七八〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として新規提供する。 使用期間：令和七年十一月十一日から同月十九日までの間 防衛装備庁航空装備研究所新島支所の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

日向灘訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯三一度四二分四八秒、東経一三一度二九分三六秒
2　北緯三一度四一分〇六秒、東経一三一度四〇分一八秒
3　北緯三一度三一分一八秒、東経一三一度三八分二四秒
4　北緯三一度三二分四二秒、東経一三一度二八分三六秒
5　北緯三一度四二分四八秒、東経一三一度二九分三六秒

海上演習場関係

二　高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年十一月十六日から同月二十六日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○近畿地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百七十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊丹市北伊丹七丁目八六番一から同市北園三丁目二五番まで	前	四二・八一～七二・五一メートル	〇・〇四九キロメートル
	後	四二・八一～五〇・三四メートル	〇・〇四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百七十一号　伊丹市北伊丹七丁目八六番一から同市北園三丁目二五番まで　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月十一日

○四国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡日高村本郷字瀧ノ前六〇番四から同村本郷字米神ノ前二七三番一まで	前	八・一七～一二・九八メートル	〇・三六五キロメートル
	後	一一・九〇～一五・六八メートル	〇・三六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所